第五次静岡県ひとり親家庭自立促進計画に係る取組等

◆：課題　◇取組

項目			計画の内容	1　令和７年度の取組	2　進捗評価区分	3　課題、今後の取組予定等	関係課
施策１　就業支援							
	(1) 関係機関の連携による就業支援						
	ア	・ひとり親サポートセンターによる支援	・ひとり親サポートセンターにおいて、相談員による就業相談、就業情報提供、研修等の支援を行います。	・ひとり親サポートセンター事業 相談件数 10,272件(就業以外含む。)(前年度比+797件)　就職者数(A)42人（前年度比+2人）　求職登録者数(B) 249人（前年度比+40人） ○【指標】ひとり親サポートセンターによる就職率(A/B) 16.9 %（前年度比-2.2%） 就業支援セミナー ３回46人（前年度比+19人） ・母子・父子自立支援プログラム策定事業　策定件数　13件（前年度比+8件）	○	◆相談件数、求職登録者は増加しているが、就職者は横ばい。 ◇県HPやSNSを活用してひとり親サポートセンター事業の周知を行い、利用の促進を図る。 ◇就業支援セミナー、自立支援プログラム策定事業を通じて、ひとり親の就労意欲を高め、企業の求める人材とのミスマッチを防止する。 ◆求職登録しても、企業HPや求人情報サイトから直接応募する方が増えている。 ◇時短勤務や在宅勤務など、ひとり親が働きやすい求人情報の質・量の拡充を図る。 ◇求人情報が閲覧できるよう、ひとり親サポートセンターのＨＰを改修する。	こども家庭課
		・ハローワークなど関係支援機関との連携	・ひとり親サポートセンター、しずおかジョブステーション、ハローワーク、マザーズハローワーク及び市町等が連携し、相談者の状況に合わせた情報提供ときめ細かな就業支援を行います。	・関係機関との情報共有 静岡県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会での事業周知 ・マザーズハローワーク、出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーンの情報をSNSで周知 ・ひとり親サポートセンターから相談者に対し、ハローワーク登録やしずおかジョブステーションの履歴書等書類作成や面接指導などの支援の利用に繋げた。	○	◆ハローワーク等関係機関とのより効果的な連携方法の検討 ◇ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン、求職者支援制度について、SNSを活用して周知する。 ◇静岡県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会等を通じた静岡労働局やハローワークへの事業周知 ◇SNSを活用して関連事業の周知を行い、利用の促進を図る。	こども家庭課
	イ	・ハローワークなど関係支援機関との連携	・県内３か所に設置したしずおかジョブステーションにおいて、就業相談、カウンセリングを実施するとともに、女性を積極的に採用する企業と求職者とのマッチングを支援します。	・しずおかジョブステーションで就業相談、カウンセリング、セミナー、面接指導等を実施し、ひとり親サポートセンターやハローワーク等と連携してワンストップで職業紹介を含めた就業支援を行った。	○	◇しずおかジョブステーションにおいて、就業相談、カウンセリングやセミナー等を実施し、ひとり親家庭の方を含めた求職者の就職を支援する。	産業人材課
	(2) 事業主の理解促進と求人開拓						
	ア	・求職者と企業のマッチング促進	・経済団体の会合や、事業主、労務担当者等を対象としたセミナーの場において、ひとり親サポートセンターやひとり親雇用に関する国の助成制度について周知し、事業主側との連携を強化します。	・商工会議所専務理事・事務局長会議、企業の労務担当者等が出席する労働法セミナーにおける周知	○	◆事業主の理解促進を促す機会の増加 ◇商工会議所専務理事・事務局長会議や労働法セミナー等の場でひとり親サポートセンターへの求人提供等について周知していく。	こども家庭課
		・求職者と企業のマッチング促進	・ひとり親サポートセンターにキャリアコンサルティングの有資格者を求人開拓員として配置し、求職者の職業選択に係る相談や就業に向けた助言を行う等、きめ細かな就業支援を行います。	・ひとり親サポートセンター各支所にキャリアコンサルティングの有資格者または職業紹介責任者を配置 ・プログラム策定員スキルアップ研修「相談者のための傾聴」　参加者７名 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 策定件数　13件（前年度比+8件）（再掲）	○	◇県HPやSNSを活用してひとり親サポートセンターや自立支援プログラム事業の周知を行い、利用の促進を図る。（再掲） ◇キャリアコンサルタント有資格者による研修により、プログラム策定員のスキルアップを図る。	こども家庭課
	イ	・事業主の理解促進	・ひとり親サポートセンターの求人開拓員による企業訪問等の機会に、事業主に対してひとり親の現状を説明し、ひとり親の雇用と雇用後のキャリア支援に対する理解を促します。	・ひとり親サポートセンター事業 企業訪問件数 296件（前年度比-76件） 電話での求人問合せ　697件（前年度比-4件） ○【指標】ひとり親サポートセンターが開拓した求人の件数 978件（前年度比+489件）	○	◆求人件数は大幅増となったが、就職につながっていない。 ◆即戦力を希望する企業が多く、不採用となった理由として技能・経験・知識の不足が考えられる（より専門的な知識や経験を求めている）。 ◇企業訪問や電話、資料郵送等による求人開拓を実施していく。 ◇企業側の求職者に求めるニーズについて、能力や勤務条件などの求人票だけでは把握できないレベル感をより具体的に把握する。（再掲） ◇厚労省「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業」表彰企業、「子育てサポート企業（くるみん認定企業）」（ハローワークの求人に表示）、静岡市の「多様な人材の活躍応援事業所」表彰、浜松市の「子育て応援企業紹介」など、子育てに理解のある職場環境づくりに積極的に取り組む企業を中心に訪問し、ひとり親家庭への事業主の理解とひとり親が希望する就労条件等に合った求人枠確保の協力を求めていく。	こども家庭課
		・事業主の理解促進	・企業において女性をはじめとした多様な人材が活躍できるよう、経営者や人事労務管理者等を対象にダイバーシティ経営の普及を促進するセミナーを開催するとともに、ダイバーシティ経営を実践し、成果につなげている企業を表彰することで、経営者等の理解を促進し、誰もが活躍できる環境整備を自ら実践できるよう、働きかけを行います。	・ダイバーシティ経営導入推進セミナー 全５回開催し、延べ253社302人の参加。 ・ダイバーシティ経営企業表彰 24事業者応募、５社表彰。	○	◇R8年度は、ダイバーシティ経営導入推進セミナーにおいて、「兼業・副業・テレワーク」といった多様な人材に選ばれる新しい働き方をテーマにセミナーを実施。その他、「イクボス育成」や「介護離職」など、様々な事情を抱えた人材が活躍できる職場環境づくりについて、各回テーマを設定し、計６回実施する。	産業人材課
	ウ	・子育てしやすい職場環境づくりの促進	・企業において、部下やスタッフの仕事と家庭の両立を支援する『イクボス』の発掘、養成を行います。また、子育てにやさしい職場環境づくりの推進を図るため、県内中小企業を対象に社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、実践的に企業の抱える課題解決を行います。	・イクボス養成講座　1回 119名 ・アドバイザー派遣　7社、22回	○	◇R8年度は、産業人材課のダイバーシティ経営導入推進セミナー及びアドバイザー派遣事業に統合し、「イクボス育成」や「男性育児休業の取得促進」に関するセミナーを実施するとともに、子育て（共育て）しやすい職場環境づくりの促進のため、企業へのアドバイザー派遣を実施する。	こども政策課
		・子育てしやすい職場環境づくりの促進	・誰もが働きやすい職場環境づくりを促進するため、企業にアドバイザーを派遣し、テレワークの導入のほか、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画の作成支援や同計画に基づく取組等、企業内での実践的な取組を支援します。	・アドバイザー派遣事業 新規取組企業支援20社 多様な働き方導入企業支援20社 女性活躍ステップアップ企業支援24社　の実施。	○	◇R8年度は、子育て（共育て）しやすい職場環境づくり推進のため、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定取得支援を強化する。女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定取得支援を含めたステップアップ企業支援コースを20社から50社へ拡大し、支援を実施する。	産業人材課

項目			計画の内容	1　令和７年度の取組	2　進捗評価区分	3　課題、今後の取組予定等	関係課
(3) 安定した就業に結びつく資格取得・技能習得の支援							
	ア	・就業に向けた資格取得の支援	・就業につながる資格取得の講座受講費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金のほか、養成機関に在学する期間の生活費相当額を支給する高等職業訓練促進給付金により、資格取得を支援します。	・自立支援教育訓練給付金 対象者を児童扶養手当支給水準者から母子・父子自立支援プログラム策定者等に変更 全県86件(前年度比+23件)うち町分8件(前年度比+5件) ・高等職業訓練促進給付金等　全県237件(前年度比-3件)うち町分23件(前年度比+1件) ・ひとり親サポートセンター資格取得・職業訓練についての相談件数518件（前年度比+205件) ・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の制度をSNSで周知	○	◆対象者拡大により申請件数は増加したが、全体的にはまだ潜在需要に対する利用率が低い可能性がある。 ◆相談件数が大幅増加(+60%)している一方、給付金申請件数の伸び率が相対的に低い。 ◆県全体に占める町分の割合が低い。 ◇SNSを活用して制度の周知を図る。 ◇ひとり親サポートセンターと町の福祉担当との連携を強化し、町在住者への情報提供を促す。	こども家庭課
		・就業に向けた資格取得の支援	・高等職業訓練促進給付金を受給し資格取得を目指す方に、養成機関への入学準備金等の貸付けを行います。	・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（県社協実施） 入学準備金、就職準備金の貸付　全県6件(前年度比-6件)うち県所管5件(前年度比-4件) ・入学準備金、就職準備金の貸付制度について、SNSで周知	●	◇HPやSNSを活用して貸付制度と母子・父子自立支援プログラムの周知を行い、利用の促進を図る。	こども家庭課
		・就業に向けた資格取得の支援	・より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定支援合格のための講座受講費の一部を支給します。	・ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 対象者を児童扶養手当支給水準者から母子・父子自立支援プログラム策定者等に変更 Ｒ７実績なし ・広報用チラシの作成、HPでの制度の周知	●	◆制度利用が少ないため、より一層の周知 ◇SNSの活用や関係部署との連携により、制度の周知を図る。	こども家庭課
	イ	・就業に向けた技能習得の支援	・ひとり親サポートセンターにおいて、安心して受講できるよう託児サービスを設けた講習会を開催し、就業に必要な知識・技能の習得やスキルアップを支援します。	・ひとり親サポートセンター事業 就業支援セミナー ３回 46人（前年度比+19人）（再掲） パソコン研修	○	◇ひとり親のニーズを踏まえ、開催地域も考慮して、事業を継続する。	こども家庭課
		・就業に向けた技能習得の支援	・ひとり親の就職を支援するため、県立工科短期大学校等において職業訓練を実施します。職業訓練では、ひとり親が優先受講できるコースの設定や託児サービスを実施します。また、訓練手当等の制度について、ハローワーク等関係機関に情報提供します。	・離職者等再就職支援事業 ひとり親（母子家庭の母等）優先コース 3コース 定員50人（前年度比±0人） 応募者38人(前年度比-5人)※一般受講者含む 受講者34人(前年度比-5人)※一般受講者含む 託児サービス付きコース 39コース 託児利用者2人（前年度比-3人） 託児児童2人（前年度比人-4人）	○	◇ひとり親（母子家庭の母等）が優先して受講できるコースを設定するとともに、その他のコースにおいても託児サービスを提供した訓練を実施する。 ◇雇用のセーフティネットとして、離転職者訓練を着実に実施していく。	職業能力開発課

項目			計画の内容	1　令和７年度の取組	2　進捗評価区分	3　課題、今後の取組予定等	関係課
施策２　経済的支援							
	(1) 手当の支給・福祉資金の貸付						
	ア	・ひとり親家庭の事情に即した支援	・所得やこどもの人数に応じて支給する児童扶養手当について、市町と連携して支給手続きを円滑に行うとともに、支給額の引上げや所得要件の変更等の制度変更が生じた際は、適確に対応します。	・県内受給者数 18,084人（うち町分1,173人）（前年比ー1,207、+26）	○	◇今後も引き続き、支援が必要なひとり親家庭等に対しては、市町と連携しながら適切な支給手続きを行う。また、必要に応じて福祉関係の諸機関とも連携を図り、さまざまな相談支援につなげるなど、きめ細やかに対応していく。	こども家庭課
		・ひとり親家庭の事情に即した支援	・母子・父子自立支援員を中心に、母子父子寡婦福祉資金の貸付けについての相談に応じ、各家庭の事情に即した適切な制度の利用を勧めます。	○【指標】母子父子寡婦福祉資金貸付金の認知度の割合 53.1%（前年度比-6.2%） ・母子・父子自立支援員による生活援護の相談 8,787件（前年比＋122件） ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 626件（前年比ー54件）	○	◇引き続き、各家庭の事情に即した適切な貸付け及び相談を実施する。	こども家庭課
	(2)経済的負担の軽減						
	ア	・小学校入学時の学用品購入費用の助成	・ひとり親家庭のこどもが小学校に入学する際、ランドセル等の学用品購入費の一部を、市町とともに助成します。また、未実施の市町に対して、実施を働きかけます。	・ひとり親家庭就学支援事業 ７市７町148人（前年度比+2町、-3人） ・入学祝い金など独自支援の実施　７市町	○	◇市町に税源移譲・地方財政措置がなされている準要保護者に係る就学援助（新入学児童生徒学用品費）で代替可能のため、県の助成事業は廃止。 ◇地域による差が出ないよう、実施及び未実施の市町の実態を把握し、全市町での取組を促す。	こども家庭課
	イ	・高等学校の就学支援	・高等学校等における就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給、私立高校が行う世帯収入に応じた授業料減免に対する助成等を行います。	【私学振興課】 ・私立高等学校等就学支援金等助成　7,686,484千円（前年度比+713,507千円） ・私立高等学校等奨学給付金助成　　387,929千円（前年度比ー165,866千円） ・私立高等学校授業料減免事業費助成　1,719,685千円（前年度比ー45,543千円） 【高校教育課】 ・高等学校における就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給 ・奨学給付金に係る非課税世帯（第１子分）12千円増額(年額)	○	【私学振興課・高校教育課】 ◇就学支援金に係る所得制限撤廃 ◇奨学給付金に係る低所得世帯への拡充 【私学振興課】 ◇授業料減免（R8~私立学校就学支援）は、年収約270万未満の世帯に月額4,650円の助成。	私学振興課 高校教育課
	ウ	・医療費の助成	・ひとり親家庭の親とこどもの医療費負担を、市町とともに軽減します。	・ひとり親家庭等医療費助成 123,510件（前年比ー14,943件）	○	・引き続き、負担軽減のための事業を実施する。	こども家庭課
	(3) 住宅確保の支援						
	ア	・住居の家賃支援	・自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、現在よりも収入が多く得られる就職・転職等をし、１年間継続して就業することで返還免除となる住宅支援資金を貸し付けることにより、住宅の確保を支援するとともに、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。	・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(県社協実施) 住宅支援資金の貸付　全県44件(前年度比-3件)うち県所管13件(前年度比-8件) ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 策定件数　13件（前年度比+8件）（再掲）	○	◆貸付件数の減少、特に県所管（町部）における減少幅が大きい。 ◇ひとり親サポートセンター、ＳＮＳ等による制度周知 ◇返還免除要件の緩和の検討	こども家庭課
	イ	・県営住宅への優先入居の促進	・ひとり親家庭が県営住宅に入居する際に、倍率優遇制度を実施します。また、入居者の収入に応じた家賃を決定する際は、ひとり親控除を差し引いた収入で計算します。	・倍率優遇　163件（前年度比-4件） ・「ひとり親控除」1020世帯（前年度比ー64件）	○	◇今後もこの取り組みを継続していく。	公営住宅課
	ウ	・民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	・県、市町、不動産関係団体から構成される静岡県居住支援協議会の活動を通じて、ひとり親等住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図ります。	・ひとり親等住宅確保要配慮者に対する相談体制確保のための市町居住支援協議会の設立支援を実施。 R7年度：２市設立（湖西市、伊豆の国市）	○	引き続き、相談体制確保のための市町支援を実施し、ひとり親等住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図ります。	住まいづくり課

項目			計画の内容	1　令和７年度の取組	2　進捗評価区分	3　課題、今後の取組予定等	関係課
施策３　こども・子育て・生活支援							
	(1) こどもの育ちと子育て支援						
	ア	・地域の居場所づくりの支援	・地域住民や民間団体等によるこども食堂などのこどもの居場所づくりについて、居場所の運営及び支援に係る相談窓口を設置し、安定的で質の高い居場所の運営に向けた支援を行います。	・相談支援件数　２件（前年度比　－23件） ・情報交換会の開催　１回	○	◇居場所の立上げ及び運営支援等に係る相談窓口を設置するとともに、今年度から情報交換会・研修会の開催回数を増加し、質の高い居場所の運営に向けた支援を行う。	こども家庭課
		・地域の居場所づくりの支援	・ふるさと納税制度等を活用して寄附金を募集し、居場所の運営団体等に対して助成を行います。	・助成を行ったこどもの居場所の数　110団体（前年度比　＋32団体） ・クラウドファンディングを活用した寄附募集　３団体（前年度比　±０団体）	◎	◇今年度も引き続き、ふるさと納税制度等による寄附金を活用し、こどもの居場所づくりに取り組む団体等に助成を行う。	こども家庭課
		・地域の居場所づくりの支援	・地域住民の参画を得て、こどもたちが放課後等に安全・安心に過ごし、学習や多様な体験活動を行うことができるよう、放課後子供教室や体験寺子屋事業に取り組む団体を支援していきます。	・地域学校協働活動推進事業 放課後こども教室箇所数　20市町116箇所で実施（前年比－１市町、±０箇所） 体験寺子屋事業実施数　47件（前年比－６件）	○	◇引き続き「地域学校協働活動推進事業」において学習や多様な体験活動の提供を行う団体を支援する。 ◇放課後こども教室等スタッフ研修会を実施し、こどもの教育・健全育成活動に従事している方の資質向上を図る。	社会教育課
	イ	・こどもの学習支援	・様々な課題を抱える生活困窮世帯を対象に、課題に即した、子ども健全育成支援員による個別支援を実施するほか、生活習慣の改善、学習意欲の喚起、実学の習得を目的として、食育や社会体験を含めた、通所型や合宿型の学びの場を提供します。	○【指標】生活困窮世帯等の学習支援事業参加者数 1,198人（前年度比-167人） ・ふじのくに型学びの心育成支援事業 通所型の学びの場の提供　参加者92人(前年度比▲18人) 合宿型の学びの場の提供　参加者42人(前年度比▲19人)	●	◆郡部を対象とするため一部の町では少子化が進んでいることもあり、参加者が減少に転じている。少子化以外の参加が少ない理由として、支援者が事業を利用したほうがよいと判断する対象者の参加が得られていない点も挙げられる。事業の利用が望ましいと認められる世帯における、事業に参加できない理由及び背景を分析し、きめ細かな支援を行う必要がある。 ◇ひきこもり等、こどもの個別の事情に応じたきめ細かな支援を行うなどの取組を強化する。通所型学習支援参加者は、全員高校等に進学していることから、学校には不登校であっても低学年から継続して参加できるよう支援する。 　学習支援員やケースワーカーの助言により、こどもや保護者が主体的に進路先を考えることができるよう支援する。 　進学に係る他制度を所管する部署と連携し、必要な情報を共有するなど、ケースワーカー等の知識向上を図る。 ◇中卒・高校中退者若しくはその可能性がある15歳から19歳までの生活困窮世帯等の高校生世代を対象として、合宿型のキャリア形成支援の場を提供し、就労体験などを通して実学を学ぶことや、大学見学等で進学意欲の喚起を行い、将来への目標を明確化させ、貧困の連鎖の断ち切りを促す。	地域福祉課
		・こどもの学習支援	・ひとり親家庭のこどもが気軽に相談できるホームフレンド（児童訪問援助員）や学習ボランティアの派遣等による学習支援を市町とともに取り組みます。	・ひとり親家庭への学習支援ボランティア等派遣 80回（市含む）（前年度比-33回）	○	◆支援が必要な家庭の掘り起こしを図るため、制度の周知 ◇生活困窮者自立支援制度の「子どもの学習・生活支援事業」に集約化し、効率的な事業執行を図る。 ◇SNSを活用し、支援制度を周知し、利用促進を促す。	こども家庭課
	ウ	・仕事と子育てを両立するための支援の充実	・自立のための就学や病気等の理由で、家事や育児の支援が必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣します。	・ひとり親家庭への家庭生活支援員派遣 614回（市含む）（前年度比-33件） ・家庭生活支援員養成研修の開催（静岡市会場）２回8人（前年度比-3人） ・広報用チラシを作成し、町へ配布	○	◆支援が必要な家庭の掘り起こしを図るため、制度の周知 ◇子育て世帯訪問支援事業、ファミリー・サポート・センター事業等支援内容が重複する事業に集約化し、効率的な事業執行を図る。 ◇SNSを活用して支援制度を周知し、利用促進を促す。	こども家庭課
		・仕事と子育てを両立するための支援の充実	・延長保育や病児保育等、多様な保育・子育て支援を行う保育所等を市町を通じて支援するほか、ひとり親家庭の利用料を市町とともに軽減します。	・ひとり親子育てサポート事業 （対象事業：病児保育事業、延長保育事業、 休日保育事業、ファミリーサポートセンター事業） 補助対象９市（前年度と同数）	○	◆実施市町は微増傾向 ◇未実施市町の状況を把握し、実施を働きかける。	こども家庭課
		・仕事と子育てを両立するための支援の充実	・子育てを手伝ってほしい人が子育てを手伝いたい人に、保育所の送迎等を依頼するファミリー・サポート・センター事業について、市町に運営費等を助成するとともに、センターでマッチングを行うアドバイザーの資質向上のための研修を行います。	・ファミリー・サポート・センター事業を実施した31市町に運営費等を助成 ・アドバイザーを含む子育て支援関係職員の資質向上のための研修を２回開催	○	◇運営費の助成や研修の開催により、ファミリー・サポート・センター事業の実施主体である市町の取組を引き続き支援することで、仕事と子育てを両立できる子育て支援サービスの充実を図っていく。	こども未来課
		・仕事と子育てを両立するための支援の充実	・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する市町に助成するとともに、未実施の市町に対して、実施を働きかけます。	・ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費補助金 対象市町：23市町（前年度比+1市） 補助額計：19,870千円（前年度比+266千円）	○	◆実施市町は微増 ◇未実施市町の状況を把握し、実施を働きかける。	こども家庭課
	エ	・困難な問題を抱える母子に対する支援	・生活困窮等の困難な問題を抱える母子に対しては、母子生活支援施設等を活用し、自立を支援します。	・母子生活支援施設　県内３か所（前年同） 一時保護委託件数７件	○	◇引き続き、母子の保護及び自立支援を実施する。	こども家庭課
		・困難な問題を抱える母子に対する支援	・思いがけない妊娠に悩みを抱える若年層や未婚等の女性が相談できる専用の窓口を設置することにより孤立化を防ぐとともに、支援機関へ適切につなぐことで、関係機関が連携して課題解決に取り組みます。	・妊娠ＳＯＳサポート事業 電話・メールによる相談　151件（前年度比-37件） 初回産科受診等支援（R2～）　2件（前年度比+1件）	●	◆相談が必要な方へタイムリーに支援ができるよう取り組んでいく必要がある。 ◇妊娠に悩む女性が孤立することなく、支援につながるように、相談窓口の周知に努める。 　ポスターや周知用カードの配架のほか、県保健所が学校の依頼を受けて実施している思春期講座の中で、引き続き周知する。また、生活困窮相談窓口や医療機関、薬局などとも連携して周知していく。	こども未来課
		・困難な問題を抱える母子に対する支援	・市町における新生児訪問や乳幼児健診等を通じた家庭への支援の充実を図るため、市町母子保健担当者に対する研修を実施するとともに、支援機関のネットワークを構築します。	・市町母子保健担当者に対する研修 10回（前年度比+3回） ・支援機関のネットワーク構築会議 14回（前年度比+1回）	◎	◇市町母子保健担当者等への研修会では、時勢にあった内容とし、担当者の質の向上に努める。 ◇支援に必要な関係者等の連携を強化し支援体制の構築を図るため、ネットワーク会議を継続して実施していく。	こども未来課

項目		計画の内容	1　令和７年度の取組	2　進捗評価区分	3　課題、今後の取組予定等	関係課
(2) 養育費確保の支援						
ア	・養育費の普及啓発	・養育費はこどもの権利であることや、親としての経済的な責任を果たし、こどもの成長を支えることについての啓発を強化することにより、市町と連携して離婚の際の養育費についての取決めを促進し、養育費の受領率向上を図ります。	○【指標】養育費の取決めをした人の割合58.4%[R6]（前年度比-1.2%） ・ひとり親サポートセンター事業 養育費に関する相談862件（前年比+18件）	○	◆養育費に関する相談件数は増加した。 ◇HPやSNSを活用し、養育費は子どもの権利であることについて周知する。 ◇国の動向を踏まえ、養育費確保に向けた支援の充実について検討していく。	こども家庭課
イ	・養育費の普及啓発	・親支援講座の開催等により、ひとり親や別居親、離婚協議中の親が、こどもの福祉や最善の利益を重視して離婚後の生活を考える機会を提供します。	・親支援講座 オンラインセミナーの開催　１回18人（前年度比+1人） 当該セミナーの講演動画を県HPへ掲載 ・SNSで配信している養育費に関する動画の周知	○	◆オンラインセミナー参加者の低迷 ◇市町戸籍担当部署や家庭裁判所等の協力を得て周知する。 ◇SNSを活用して、配信している養育費に関する動画を周知する。	こども家庭課
	・養育費の取決め支援	・ひとり親サポートセンターにおける相談、弁護士による無料相談等により、養育費確保を支援します。	○【指標】養育費等に関する相談の利用者数131人[R7]（前年度比+1人） ・弁護士による無料相談　22回　相談件数延べ264件	○	◆相談利用者数はほぼ横ばいで、目標をやや下回っている。 ◇相談を必要とする人が本事業を利用できるよう、より広報を充実させていく。 ◇離婚の際の養育費の取決めを促し、養育費の受給率向上を図る。 ◇養育費に関する民法等の改正を周知する。	こども家庭課
	・養育費の取決め支援	・確実な履行につながる公正証書による取決めや、家庭裁判所への調停申立て等に要する費用の助成について、郡部に対して実施するとともに、未実施の市へ実施を促します。	・公正証書による養育費の取決めに要する公証人手数料の補助制度の創設 ・家庭裁判所への養育費に関する調停申立てや裁判等に要する収入印紙の購入代金、戸籍謄本等の添付書類取得費用、送達等に要する郵便切手代の補助制度の創設 ・令和７年度　相談件数54件　補助実績0件	○	◆相談はあったが、初年度は補助制度の利用までには至らなかった。 ◇ひとり親サポートセンターでの案内、ＳＮＳ等の活用により制度を周知する。 ◇未実施の市に養育費確保対策事業の実施を働きかけていく。	こども家庭課
ウ	・相談員の資質向上	・養育費相談支援センター等との協働により、母子・父子自立支援員等を対象とした養育費及び親子交流に関する研修会を開催し、支援担当者の資質向上を図るとともに、相互の連携を深めます。	・養育費等に関する研修会の開催 １回103人（前年度比+11人） ・市町のひとり親支援担当部署に加え、戸籍担当部署の職員も研修会の対象とし、養育費等に関する離婚前の情報提供や相談支援に連携して取り組むよう働きかけた。 ・ひとり親サポートセンター職員が養育費相談支援センター主催の研修会及び会議に出席 ・市町へ養育費相談支援センター主催の研修会への参加を案内	○	◇市町、県健康福祉センター、ひとり親サポートセンターへ養育費相談支援センター主催の研修会への参加を案内する。	こども家庭課
(3) 親子交流への支援						
ア	・親子交流の普及啓発	・市町等の窓口やひとり親サポートセンターにおいて、親子交流はこどもがどちらの親からも愛されていると感じ、健やかに成長するために大切なものであることを啓発するよう働きかけます。	・親支援講座（再掲） オンラインセミナーの開催　１回18人（前年度比+1人） 当該セミナーの講演動画を県HPへ掲載	○	◆オンラインセミナー参加者の低迷 ◇市町戸籍担当部署や家庭裁判所等の協力を得て周知する。 ◇SNSを活用して、配信している養育費に関する動画を周知する。	こども家庭課
イ	・安全・安心な親子交流の支援	・ひとり親サポートセンターにおける相談や弁護士による無料相談等を通じて、こどもの最善の利益を考慮した安全・安心な親子交流についての取決めを促進します。	・ひとり親サポートセンター事業 親子交流に関する相談200件（前年比-45件） ・弁護士による無料相談（再掲）　22回　相談件数延べ264件	○	◆相談件数の減少 ◇児童相談所、家庭裁判所、弁護士会、市区町窓口など、対象者が接する関係機関への 周知。	こども家庭課
	・安全・安心な親子交流の支援	・親子交流の実施の際、ひとり親サポートセンターを介した父母間の連絡調整などの支援を実施し、安全・安心な親子交流を促進します。	・親子交流支援事業の創設 親子交流に対して不安を抱えている父母に対し、親子交流支援団体等の第三者が介在した安全・安心な親子交流支援を実施することで、交流への不安を解消し、親子交流の促進につなげる。 ・令和７年度　支援事業に関する相談件数21件　補助実績0件	○	◆相談はあったが、初年度は補助制度の利用までには至らなかった。 ◇ひとり親サポートセンターに相談しても、親子交流に至らない要因の分析。 ◇スマホアプリを活用した親子交流の導入。	こども家庭課

項目			計画の内容	1　令和７年度の取組	2　進捗評価区分	3　課題、今後の取組予定等	関係課
施策４　安心につながる支援							
(1) 相談・支援体制の充実と広報							
	ア	・ライフステージに対応した相談・支援	・ひとり親サポートセンターの相談員、母子・父子自立支援員等により、親やこどものライフステージに対応した相談を実施します。また、地域においては、母子・父子福祉協力員、民生委員・児童委員が、支援を必要とする家庭の発見に努め、支援につなげます。	○【指標】仕事や生活費についての相談相手がいないと考えるひとり親の割合20.8%（前年度比-7.3%） ・ひとり親サポートセンター事業 相談件数 10,272件(前年度比+797件)（再掲） ・母子・父子自立支援員 相談件数 7,757件（前年度比-589件） ・母子・父子福祉協力員 相談件数 2,303件（前年度比+369件） ・母子・父子自立支援員 養育費に関する研修会のオンライン受講(希望者)	○	◆母子・父子自立支援員の認知度向上 ◇母子・父子自立支援員について、SNSを活用した周知を図る。 ◇ひとり親サポートセンター及び母子・父子自立支援員について、民生委員・児童委員に周知	こども家庭課
		・ライフステージに対応した相談・支援	・将来を見据えた生活設計の見直しについて、ファイナンシャルプランナー等の専門家による相談を実施します。	・ひとり親のライフプラン相談(R2～) 相談件数 31件（前年度比-1件） 市町福祉担当課及び戸籍担当課、税収納担当課、ひとり親サポートセンター、家庭裁判所、ハローワーク、母子生活支援施設において周知 ・ライフプランニングに関する資料作成 市町福祉担当課、各健康福祉センター、ひとり親サポートセンターにおいて配付 データ版の資料を県HPへ掲載し、SNSで周知	○	◆家計相談したい方への効果的な周知方法、生活支援につながる事業内容の検討 ◇ライフプラン相談について、市町収納担当部署の協力を得て周知する。	こども家庭課
		・ライフステージに対応した相談・支援	・家庭や仕事など生活の中での様々な問題や悩みを抱える方に対し、本人自身がより良い解決策を見い出せるよう支援するため、専門の相談員による女性のための相談及び男性のための相談をそれぞれ実施します。	・あざれあ女性相談 電話相談　2,321件（前年度比－1,334件） チャット相談　545件（前年度比＋224件） ・あざれあ男性相談 電話相談　126件（前年度比－12件）	○	◇悩みは１人で抱え込まず、早めの相談を促すよう周知する。 ◆相談員の資質向上 ◇相談員の資質向上を図るための研修会（ケース検討・講義・スーパービジョン等）を行う。	男女共同参画課
		・ライフステージに対応した相談・支援	・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、関係者研修会の開催等により、市町におけるこども家庭センターの設置を促します。	・こども家庭センター設置市町数　27市町 ・こども家庭センター統括支援員実務研修　１回 ・こども家庭センター設置促進研修　１回	◎	◆令和６年４月１日から、市町において、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの包括的な相談支援等を行うため、母子保健の機能を有する子育て世代包括支援センターと児童福祉の機能を有する子ども家庭総合支援拠点の組織を見直し、双方の機能を一体的に有するこども家庭センターの設置が努力義務となった。未設置市町のセンター設置を促すため、県として必要な助言や研修等による支援を行う必要がある。 ◇引き続き、設置主体である市町に対し、市町職員に求められる役割や具体的な運営方法についての研修を実施するとともに、制度に関する情報提供を行う。	こども未来課 こども家庭課
		・ライフステージに対応した相談・支援	・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の制度について、学校を介した家庭へのリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応じて的確な情報提供を行います。	・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の制度について、学校を介した家庭へのリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応じて的確な情報提供を実施	○	◇制度改正があった場合は、常に最新の情報をリーフレットの配布やホームページに掲載することで周知を図っていく。	私学振興課 義務教育課 高校教育課
		・ライフステージに対応した相談・支援	・多様で複雑な課題を有する生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、生活困窮者自立相談機関等と連携し、住まいや就労に関する各種相談など自立に向けた支援や、本人の状態に応じた切れ目のない相談支援を実施します。	・生活困窮者自立支援事業 自立相談支援事業・住居確保給付金　35市町で実施（前年同） 就労準備支援事業 35市町で実施(前年度比+7市町) 居住支援事業 30市町で実施(前年同) 家計改善支援事業 35市町で実施(前年度比+2市町) 学習支援事業 30市町で実施（前年同）	◎	◆生活困窮者には、長期間未就労者、ニート、ひきこもり等の就労困難度の高い人の割合が年々高くなっているため、 様々な就労阻害要因を有する支援対象者に対し、要因分析と課題に応じたきめ細かな支援が重要である。 　生活困窮者からの相談、住居確保給付金の申請や生活保護申請が増加していることから、相談支援体制を充実する必要がある。 ◇困難事例への対応に苦慮する支援員が相談し、助言いただける専門家相談会を創設するなど、支援員を支えるネットワークを構築していく。 ◇一般就労が困難な働きづらさを抱えている方々が顕在化したため、就労体験や業務の切り出しを実施する企業等を開拓し、マッチングや定着支援を強化する。	地域福祉課
	イ	・父子家庭の父が相談しやすい体制の整備	・ひとり親サポートセンターにおいて、父子家庭からの相談に休日にも対応できる相談窓口を設置し、父子家庭の現状や特徴を理解した相談員が相談に応じます。	ひとり親サポートセンター事業 ・父子家庭相談窓口の設置（第３土曜） 父子等の相談件数　111件（前年度比-31件） SNSでの相談窓口の周知	○	◆相談員の資質向上 ◇関係機関の協力を得て、父子家庭相談のスキルアップを図る。 ◇SNS等を活用して窓口の周知をする。	こども家庭課
		・父子家庭の父が相談しやすい体制の整備	・男性のための相談を実施し、父子家庭における悩みを含め、男性独自の課題の解決を支援します。	・あざれあ男性相談 電話相談126件（前年度比－12件）（再掲）	○	◆相談員の資質向上 ◇相談員の資質向上を図るための研修会（ケース検討・講義・スーパービジョン等）を行う。（再掲）	男女共同参画課

項目			計画の内容	1　令和７年度の取組	2　進捗評価区分	3　課題、今後の取組予定等	関係課
(2) 支援制度の情報提供							
ア	・ひとり親家庭に対する支援制度の周知		・ひとり親家庭向けの支援制度をまとめた冊子を作成し、市町や関係機関を介して広く配布するほか、県ホームページや「ひとり親あんしんＬＩＮＥ」などに掲載し、周知します。	・「明日のしあわせを願って」の発行と配布 8,400部 ・県HP、ひとり親あんしんLINE相談ホーム画面に掲載 SNSで作成した冊子の紹介	○	◇SNSの活用等により一層の周知を図る。 ◇民生委員・児童委員研修会で配布し、ひとり親家庭向け支援制度について周知する。	こども家庭課
	・ひとり親家庭に対する支援制度の周知		・各種支援制度等について、「ひとり親あんしんＬＩＮＥ」などにおいてプッシュ型で定期的に情報発信します。	○【指標】ひとり親あんしんLINEの登録者数4,928人[R7]（前年度比+844%） 相談件数　171件（前年度比+8件）	◎	◆LINE相談登録者は大幅増、相談件数はほぼ横ばい。 ◇LINEにおいて支援制度などの情報をプッシュ型で週１回以上配信し、相談機能と併せてアピールすることで、相談件数の増加を図る。	こども家庭課
	・ひとり親家庭に対する支援制度の周知		・市町の福祉担当課が、児童扶養手当受給手続等の際に、支援制度等の情報をひとり親へ提供するとともに、戸籍窓口と連携し、離婚届提出時等においても、情報を提供することを促します。	・「明日のしあわせを願って」の発行と配布（再掲） 8,400部	○	◇ひとり親家庭との接触が多い市町窓口に冊子を配架することより、確実な情報提供につなげる。 ◇民生委員・児童委員研修会で配布し、ひとり親家庭向け支援制度について周知する。	こども家庭課
	・ひとり親家庭に対する支援制度の周知		・支援制度に関する資料のデータを市町と共有し、各市町独自の取組も含めた制度案内の作成を促します。	・支援制度をまとめた資料データの共有 ・支援制度をまとめたチラシの作成、配布 静岡県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会での周知	○	◇市町と資料データを共有し、支援制度利用者への周知を図っていく。	こども家庭課
	・ひとり親家庭に対する支援制度の周知		・父子家庭も対象となる支援制度等について情報を集約し、県ホームページや「ひとり親あんしんＬＩＮＥ」などで周知します。	・SNSやホームページにおける支援制度についての広報 家庭生活支援員の派遣や養育費や面会交流に関するオンライン講座などに父子の利用あり	○	◆父子家庭に向けたより効果的な情報発信方法の検討 ◇SNSを活用して一層の周知を図る。	こども家庭課
	・ひとり親家庭に対する支援制度の周知		・各種相談に携わる支援者に、ひとり親サポートセンターのワンストップサービス機能やひとり親支援団体について広く周知します。	・相談機関へのひとり親サポートセンターの周知等 ・ひとり親サポートセンターについて、民生委員・児童委員研修会で周知	○	◇相談機関や保育施設等に対してひとり親支援機関の周知を図っていく。 ◇ひとり親サポートセンター及び母子・父子自立支援員について、民生委員・児童委員に周知（再掲）	こども家庭課
イ	・市町との好事例の共有		・市町が実施するひとり親家庭の支援事業について、好事例の収集とフィードバックを行い、より効果的な事業の実施につなげます。	・養育費確保に関する自治体の取組状況調査と実施内容の還元（再掲） ・ひとり親家庭を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を市町へ還元	○	◇好事例の収集とフィードバックを行い、自治体間の取組の温度差を縮小する。 ◇ひとり親家庭を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を市町へ還元する。	こども家庭課
(3) 個別の状況に応じた多様な支援							
ア	・ひとり親同士の相談機会の提供		・公益社団法人静岡県ひとり親福祉連合会と連携し、ひとり親が地域やひとり親同士とつながることができる機会を提供します。	・（公社）静岡県ひとり親福祉連合会が交流会等を実施 ・（公社）静岡県ひとり親福祉連合会の公式LINEでの情報発信	○	◆静岡県ひとり親福祉連合会の会員増、よりよい活動内容の検討 ◇活動内容の充実や、母子会に加入していないひとり親の方も参加できる交流会等の実施を促す。	こども家庭課
イ	・困難な問題を抱えるひとり親の支援に向けた関係機関の連携		・様々な課題を抱えているひとり親が、自らの力を発揮して課題を解決できるよう、ひとり親サポートセンター、女性相談支援センター、しずおかジョブステーション、県民生活センター等が連携して自立への支援に取り組みます。	・出張個別相談会の開催　９箇所　参加人数119人	○	◇関係機関との情報交換、合同相談会の開催等により、連携を強化する。	こども家庭課
	・困難な問題を抱えるひとり親の支援に向けた関係機関の連携		・ひとり親家庭支援を行う団体等と連携し、支援者側の課題やニーズ等について情報共有します。	・県、静岡市、浜松市による連絡協議会の開催（年３回）	○	◇関係機関との情報交換、合同相談会の開催等により、連携を強化する。	こども家庭課
	・困難な問題を抱えるひとり親の支援に向けた関係機関の連携		・市町、関係機関、民間団体、女性相談支援員等を対象とした資質向上及びネットワークを図るための研修会や連絡会議を開催します。	・女性相談支援担当職員等研修会　　開催回数３回　参加者数168人（前年度比　－３人） ・困難女性支援・ＤＶ相談担当者研修会　開催回数４回　参加者数118人（前年度比　－19人） ・困難な問題を抱える女性支援調整会議（代表者会議１回、実務者会議５回、個別ケース検討会議10回）	○	◇今年度も引き続き、女性支援に関わる関係者を対象とした研修会及び会議を開催する。	こども家庭課